



News Letter

Vol.13

2020.8.1 発行

— 喜びと笑顔に出会うために —

新しい時代の変革が起きる時

暑中お見舞い申し上げます。

新型コロナによって、ぼんやりとしていた光景がはっきりと見えました。医療崩壊の現実。マスクや医療器具等の海外依存。将来負担回避のための健康保険診療や診療報酬改訂などの施策によるキャパシティの限界。

また、日本の危機管理法制において、感染症対策は不可抗力事象であり、自己責任によってカバーされるべきであるとの根本思想。感染防止は、自粛という名の協力要請でのみ行われること。そのため、自粛要請に応じて急激な経済環境悪化に見舞われても、補償はあくまで閣議決定による「救済」という名の給付金のみであること。しかも、その手続きが遅れたのは、行政事務のオンライン化が進んでいないことが大きな原因だったこと。国民の生活に関連する情報を行政機関が正確に取得できていないために、救済対象の適切な選択もできなかったこと。そのため公平性に基づく一律給付金支給とせざるをえなかったこと。

新型インフルエンザ特別措置法は一定の役割を果たしたといえるものの、市町村の役割が不明確、都道府県や市町村間の調整の仕組みがないなど、2009年の新型インフルエンザの際と同じ問題が未解決だったこともわかりました。

そして、今見える次の時代。新しい生活様式という名のもとで、国民の生命・健康保全と移動の自由・経済活動の自由との間でどう折り合いをつけていくのか。リモートワークやWebによる会議などの環境で働き方や人間関係をどう展開していくのか。企業の危機管理として、法務や総務の運営管理をどのように構築していくのか。

新しい時代への展望を抱くにあたり、東京中心の企業への丸投げ委託方式などに任せておくことはできません。この機会に、一緒に考えさせていただきたいと思います。

2020年（令和2年）8月

弁護士法人神戸シティ法律事務所
代表社員 弁護士 井口 寛司

預金口座への強制的な紐付け — マイナンバー法の改正 —

弁護士 井口 寛 司



1 マイナンバー法の意義と対象情報の情報連携

マイナンバー法は、正確には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(2015年10月施行・以下「番号法」という。)といます。つまり、この法律は、国民ひとりひとりに付された12桁のマイナンバー(個人番号)で個人の特定を行い、国の省庁相互間、地方公共団体と国との間の行政手続で個人情報やりとりする際に、行政機関が保有している情報(税務申告情報など)と個人を「紐付け」をするための法律なのです。特に日本人の場合、漢字表記の関係で同姓同名も多く、「つくり」や「へん」には新字体、旧字体があるなど個人の特定が極めて難しいことから、個人番号は行政事務のオンライン化による情報の連携にとって不可欠なものなのです。

たとえば、税務署に所得申告を行った際の所得に関する情報は、その後市町村に提供され住民税の課税に利用されていますが、マイナンバーを介することによって誰の情報であるかが間違いなく特定できることでオンライン化され、紙ベースでなされている照会や回答などの膨大な量の手続がなくなって行政事務作業の時間と労力を大幅に省力化することができるのです。

しかし、日本では、まずは当面、社会保障、税、災害対策の分野に限定された情報連携となっています。しかも現時点では、マイナンバーにより紐付けされる対象情報は、児童手当や介護保険、地方税の減免、健康保険、労働関係、奨学金関係などの手続に限られていて、年金関係手続についてもようやく試行運用が開始され始めた段階です(2020.06.20現在の内閣府HP「マイナンバー」情報連携の対象手続について)。しかも地方公共団体ごとの情報検索システムがまちまちになっているなどの理由により、いまだに多くの手続が紙ベースでなされているのが実態なのです。

2 預金口座への強制的な紐付けの必要性

「全ての銀行口座」と個人番号の「強制的な紐付け」とは、個人が有するすべての銀行口座と当

該個人が同意なくして紐付けされることをいいます。つまり、銀行に預金口座を開設するときに常にマイナンバーを届けなければ、銀行口座の開設ができないということです。すべての銀行口座が紐付けされれば、税務調査逃れの口座をもつことは難しいということにはなりますが、マイナンバーと全銀行口座が強制的に紐付けされたからといって、直ちに、国にすべての口座取引情報が把握されてしまうということはありません。番号法に基づいて、情報連携の目的とやり取りする情報の特定がなされますので、むやみに国が国民口座取引すべてを把握できることにはなっていないのです。

現在、既に私たちの知らないところで行われている紙ベースでの照会回答が、オンラインベースでなされるだけですから、全口座の紐付けは、税の公平な負担、税務調査の省力化、脱税の防止、国民からは税務申告手続きの簡易化につながり、社会保障においても生活保護等の公平な支給と不正受給の防止等の公平な社会の実現に威力を発揮することは間違いありません。また将来必ず議論されなければならないであろう「税と社会保障の一体化」の観点では、ベーシックインカムや給付税額控除制度を構築するために必須の事項ともいえます。人口減社会において公務員をより重要な行政事務に集中させることにもつながり、国民にとっても非常に有益なインフラとなると考えられます。

本年6月9日、高市総務大臣は、景気対策や福祉目的など政府が行う多様な給付金を支給するために「一人一口座」について「強制的に」紐付けする法改正を提案したいと発表しました。内実は不明ではありますが、今のところ全口座の紐付けは後回しになりました。

3 個人情報保護とマイナンバー

個人情報保護の観点から次のような制度がとられています。

(1) 個人情報の分散管理

マイナンバーは、行政機関において分散管理をしており、連携した情報を名寄せして統合管理する方法はとられていません。また行政機関相互間では、マイナンバーそのものではなく「機関別符合」を用いて個人情報がやり取りされるようシステム設計されています。そのためマイナンバー自体が漏えいしたとしても、その番号に紐付けされている個人の情報がすべて洩れていくリスクは極めて低くなっているのです。

(2) マイナポータル制度

現在、紙ベースで行われている行政機関相互の情報交換は、私たちには全く開示されていませんが、マイナンバー制度では、「マイナポータル」によって、国民は、自ら、行政機関が保有する自分の個人情報を確認し、どの情報がどの行政機関相互でやりとりされているのかを知ることができる制度になっています。

4 国民の懸念

しかし、国民のほとんどの懸念は、先ほどの国によるすべての情報の集約という誤解とともに、マイナンバーと銀行口座の強制的な紐付けには懸念をもっています。その懸念は、次の3点に集約されると思います。

(1) システムへの懸念

防衛省や民間企業の機密情報へのサイバー攻撃が相次いで発覚しており、果たしてマイナンバーによる情報連携システムは、サーバー攻撃に対する防御措置が十分にできているのだろうかという懸念があります。既にコロナ対策においても、特別定額給付金のシステムにバグが発生し、また接触確認アプリでも不具合が見つかりました。

(2) 政治と行政に対する信頼低下

政府の公文書の改ざん問題があり、コロナ後にも特定の民間企業への多額の下請け問題、検察官の定年延長や高検検事長と新聞記者の賭けマージャンなどに矛先が向き、また専門家会議の議事録の公開非公開が問題になるなど、行政や政治における「不透明さ」「不公平さ」が拭えていません。どうしても国民は、国がむやみに国民の個人

情報を取得して利用するのではないだろうかと疑ってしまうのです。



記者会見で高市総務大臣は、マイナンバーと全銀行預金口座の紐付けがいかに重要かということではなく、自分自身の親の相続の際にすべての口座がマイナンバーと紐付いていれば相続手続きが便利だったはずだと、国民側の利便性のみを強調する発言をしました。

(3) マイナポータル制度の不十分さ

個人情報保護の観点から極めて重要なツールである「マイナポータル制度」ですが、自分の情報をコントロールするための「マイナポータル」を利用するためには、マイナンバーカードの発行に加えて、マイナポータル専用の機器（カードリーダー）を購入するか、自治体の窓口に行く必要があるなど、個人情報へのアクセスに関する整備が後回しになっていることが挙げられます。

5 デジタル国家づくり、スマートシティ構想への基盤

新型コロナによって、国家としてのIT戦略にもかわらず、行政手続のオンライン化は進んでおらず、中央省庁で全体の7.5%（日本経済新聞2020年6月18日朝刊）、地方自治体では全体の52.4%にとどまると報じられました（総務省・令和元年度情報通信白書）。今こそ、デジタル国家づくり、スマートシティ構想、行政事務手続きの効率化の最重要基盤としての番号法による情報連携について真正面から議論していくことが重要です。



マイナンバーカードを運転免許証や健康保険証と一体化するなど積極的に推進されていますが、カードによるICチップの利用が進むことで、情報連携も進んでいくことになります。

■ブログにはさらに詳細な記事を掲載しています。

URL <https://www.kobecity-lawoffice.com/>

